

参考資料

令和5年第3回三豊市議会定例会
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第80号関係 (子ども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理について)	2
・議案第81号関係 (漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整理について)	10
・議案第82号関係 (三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例及びたからだの里「環の湯」条例の一部改正について)	11
・議案第83号関係 (三豊市詫間町水出運動公園条例の一部改正について)	13
・議案第84号関係 (三豊市土地開発基金条例の廃止等について)	14

【議案第80号関係】

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例(平成18年三豊市条例第208号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、幼稚園教育要領(平成10年文部省告示第174号)に規定する教育課程に基づき、幼稚園が実施する教育時間終了後の時間に、家庭の状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象とした預かり保育及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第2号に規定する小学校就学前子どもに該当すると認定された幼児を対象とした延長保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、幼稚園教育要領(平成10年文部省告示第174号)に規定する教育課程に基づき、幼稚園が実施する教育時間終了後の時間に、家庭の状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象とした預かり保育及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもに該当すると認定された幼児を対象とした延長保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

【第2条関係】 三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第21号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>第4条 特定教育・保育施設(認定子ども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定子ども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19</p>	<p>第4条 特定教育・保育施設(認定子ども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定子ども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19</p>

条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の**同条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、**法第19条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合)にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する**法第19条各号**に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の**同項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、**法第19条第1項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合)にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する**法第19条第1項各号**に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

- (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
- (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

- (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)~(11) 略

(特別利用保育の基準)

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条)の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)~(11) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2

に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「[同条第1号](#)又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「[同条第1号](#)に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「[法第27条第3項第1号](#)に掲げる額」とあるのは「[法第28条第2項第3号](#)の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員([法第29条第1項](#)の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型([同令](#)第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、[法第19条第3号](#)に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、[児童福祉法第6条の3第12項第1号](#)ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める[法第19条第3号](#)に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る[法第19条第3号](#)に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を

号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「[同項第1号](#)又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「[同項第1号](#)に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「[法第27条第3項第1号](#)に掲げる額」とあるのは「[法第28条第2項第3号](#)の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員([法第29条第1項](#)の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型([同省令](#)第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、[法第19条第1項第3号](#)に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、[児童福祉法第6条の3第12項第1号](#)ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める[法第19条第1項第3号](#)に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る[法第19条第1項第3号](#)に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を

超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給

超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給

付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号)に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号)に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。))と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号)に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号)に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。))と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

【第3条関係】 三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第22号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定す	(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定す

る [内閣総理大臣](#) が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

る [厚生労働大臣](#) が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

【第4条関係】 三豊市幼保連携型認定こども園条例(令和2年三豊市条例第36号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(預かり保育)</p> <p>第5条 市長は、認定こども園の教育時間以外の時間に、家庭の状況等により保育が困難な法第19条第1号に規定する小学校就学前子どもに該当すると認定された子どもを対象とした預かり保育を行うことができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(預かり保育)</p> <p>第5条 市長は、認定こども園の教育時間以外の時間に、家庭の状況等により保育が困難な法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当すると認定された子どもを対象とした預かり保育を行うことができる。</p> <p>2・3 略</p>

【議案第81号関係】

漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 (抄)

【第1条関係】 三豊市漁港管理条例(平成18年三豊市条例第166号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

【第2条関係】 三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年三豊市条例第36号) 一部改正

改正後 (案)	現 行		
<p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>21 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為</p> </td> </tr> </table>	<p>21 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為</p>	<p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>21 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為</p> </td> </tr> </table>	<p>21 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為</p>
<p>21 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為</p>			
<p>21 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為</p>			

【議案第82号関係】

三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例及びたからだの里「環の湯」条例の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例(平成18年三豊市条例第153号) 一部改正

改正後 (案)	現 行																
<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第10条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(賠償)</p> <p>第12条 施設の施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>(1) 温泉利用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">650</td> </tr> <tr> <td>子供 (5歳以上~12歳未満)</td> <td style="text-align: right;">320</td> </tr> <tr> <td>障がい者・70歳以上</td> <td style="text-align: right;">530</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	区分	利用料金	大人	650	子供 (5歳以上~12歳未満)	320	障がい者・70歳以上	530	<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第10条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(賠償)</p> <p>第12条 施設の施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>(1) 温泉利用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">580</td> </tr> <tr> <td>子供 (5歳以上~12歳未満)</td> <td style="text-align: right;">290</td> </tr> <tr> <td>身体障害者・70歳以上</td> <td style="text-align: right;">480</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	区分	利用料金	大人	580	子供 (5歳以上~12歳未満)	290	身体障害者・70歳以上	480
区分	利用料金																
大人	650																
子供 (5歳以上~12歳未満)	320																
障がい者・70歳以上	530																
区分	利用料金																
大人	580																
子供 (5歳以上~12歳未満)	290																
身体障害者・70歳以上	480																

【第2条関係】 たからだの里「環の湯」条例(平成18年三豊市条例第176号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、環の湯の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(賠償)</p> <p>第12条 環の湯の施設、設備、器具等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠</p>	<p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、環の湯の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(賠償)</p> <p>第12条 環の湯の施設、設備、器具等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠</p>

償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

2 略

別表(第7条関係)

1 温泉利用料

(単位：円)

区分	金額
一般	1人1回につき 520
高齢者(年齢70歳以上の者)	1人1回につき 420
子供(年齢12歳未満の者)	1人1回につき 320
障がい者	1人1回につき 420
略	

2 略

償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

2 略

別表(第7条関係)

1 温泉利用料

(単位：円)

区分	金額
一般	1人1回につき 480
高齢者(年齢70歳以上の者)	1人1回につき 390
子供(年齢12歳未満の者)	1人1回につき 290
障害者等(心身障害者等)	1人1回につき 390
略	

2 略

【議案第83号関係】

三豊市詫間町水出運動公園条例(平成18年三豊市条例第231号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行																																																								
<p>(名称及び位置) 第2条 詫間町水出運動公園の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 名称 三豊市詫間町水出運動公園 (2) 位置 <u>三豊市詫間町松崎2824番地1</u> 2 三豊市詫間町水出運動公園(以下「運動公園」という。) <u>にグラウンドを置く。</u> (削除) (削除) <u>別表(第10条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュアスポーツに利用する場合</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td>アマチュア営利目的、宣伝目的又は入場料若しくはこれに類するものスポーツを徴収するとき</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td>以外に上記以外のとき</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>利用する場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。</u> 2 <u>市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。</u> 3 <u>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</u> 4 <u>照明施設を利用する場合は、1時間当たり1,000円の使用料を徴収するものとする。</u> 	区分	単位	使用料	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間	500	アマチュア営利目的、宣伝目的又は入場料若しくはこれに類するものスポーツを徴収するとき	1時間	2,000	以外に上記以外のとき	1時間	1,000	利用する場合			<p>(名称及び位置) 第2条 詫間町水出運動公園の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 名称 三豊市詫間町水出運動公園 (2) 位置 <u>三豊市詫間町松崎2810番地1、2824番地1</u> 2 三豊市詫間町水出運動公園(以下「運動公園」という。) <u>を構成する施設は、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>グラウンド</u> (2) <u>テニスコート</u> <u>別表(第10条関係)</u></p> <p>1 <u>詫間町水出運動公園グラウンド使用料</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">種別</td> <td>アマチュアスポーツに利用する場合</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td>アマチュア営利又は宣伝を目的としないユアス場合</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>スポーツ営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td>以外に上記以外のとき</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。</u> 2 <u>市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。</u> 3 <u>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</u> <p>2 <u>詫間町水出運動公園テニスコート使用料</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1面</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。</u> 2 <u>市内団体以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。</u> 3 <u>営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。</u> 4 <u>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</u> <p>3 <u>照明施設使用料</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水出運動公園グラウンド</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>水出運動公園テニスコート</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2面1時間</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	使用料	種別	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間	500	アマチュア営利又は宣伝を目的としないユアス場合	1時間	1,000	スポーツ営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	2,000	以外に上記以外のとき	1時間	1,000	種別	区分	単位	使用料	種別				1面		1時間	300	施設名	区分	単位	使用料	水出運動公園グラウンド		1時間	1,000	水出運動公園テニスコート		2面1時間	500
区分	単位	使用料																																																							
アマチュアスポーツに利用する場合	1時間	500																																																							
アマチュア営利目的、宣伝目的又は入場料若しくはこれに類するものスポーツを徴収するとき	1時間	2,000																																																							
以外に上記以外のとき	1時間	1,000																																																							
利用する場合																																																									
種別	区分	単位	使用料																																																						
種別	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間	500																																																						
	アマチュア営利又は宣伝を目的としないユアス場合	1時間	1,000																																																						
	スポーツ営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	2,000																																																						
	以外に上記以外のとき	1時間	1,000																																																						
種別	区分	単位	使用料																																																						
種別																																																									
1面		1時間	300																																																						
施設名	区分	単位	使用料																																																						
水出運動公園グラウンド		1時間	1,000																																																						
水出運動公園テニスコート		2面1時間	500																																																						

【議案第84号関係】

三豊市土地開発基金条例の廃止等に関する条例 新旧対照表(抄)

【第2条関係】 三豊市土地開発基金条例(平成18年三豊市条例第100号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>332,723,843円</u> とする。 2・3 略	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>1,116,235,703円</u> とする。 2・3 略